

勤務一般（航空）スタディガイド

海上自衛隊幹部候補生学校

班	番号	氏名

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 目 次

### 第1章 航空部隊の編成

第1節 任 務	1
第2節 組織編成	2
第3節 教育体系	11
第4節 航空機の愛称	12

### 第2章 部署内規

第1節 総 説	17
第2節 部 署	19
第3節 内 規	20

### 第3章 当直勤務

第1節 総 説	21
第2節 航空集団の各部隊における当直勤務	22
第3節 当(副)直士官の服務要領	25
第4節 運航当直	31
第5節 業務当直	33

### 第4章 航空安全

第1節 総 説	34
第2節 飛行安全	37
第3節 地上安全	47
第4節 安全業務	50
第5節 航空安全に関する規則類	55

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 1 章 航 空 部 隊 の 編 成

### 第 1 節 任 務

#### 1 防衛庁の任務

防衛庁はわが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行なうことを任務とする。

#### 2 海上自衛隊の任務

わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

海上自衛隊は主として海において行動する。

#### 3 航空部隊の任務

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 2 節 組 織 編 成

### 1 海上自衛隊の部隊編成

(自衛隊法第 2 節、自衛隊法施行令第 2 節)

#### (1) 海上自衛隊の部隊

自 衛 艦 隊

地 方 隊

教育航空集団

練 習 艦 隊

通 信 隊 群

その他長官の定める部隊

#### (2) 自衛艦隊

##### ア 航空集団 (AF)

航空集団司令部、航空群 5、その他をもつて編成、司令官は海将をもつてあてゐる。

##### イ 航空群 (AW)

航空群司令部、航空隊 2、支援整備隊 1、航空基地隊 1、その他をもつて編成、群司令は海将補をもつてあてゐる。

#### (3) 地方隊

#### (4) 教育航空集団 (ATRC)

教育航空集団司令部、教育航空群 3、その他、教育航空集団司令官は海将をもつてあてゐる。

##### ア 教育航空群

教育航空群司令部、教育航空隊 1、支援整備隊 1、航空基地隊 1、教育航空群司令は 1 等海佐をもつてあてゐる。

# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

(5) 航空集団司令部（付表 - 2）

(6) 教育航空集団司令部

## 2 航空部隊等の組織

海上自衛隊訓令第10号 40.3.20 ②-2

” 達第24号 40.3.25 ②-2

(1) 航空隊（甲）（TS）

航空隊司令 —— 1等海佐又は2等海佐・航空群司令の指揮監督をうける。

航空隊本部 { 総務班  
                  { 運用班  
                  { 資材班

飛行隊

列線整備隊 (F) { 列線班  
                  { 航空機班  
                  { 装備班

# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

## (2) 航空隊 (Z)

航空隊司令 ——— 1等海佐

地方総監又は航空群司令の指揮監督をうける。

航空隊本部 ——— 総務室  
幕僚室

飛行隊

整備隊 (C.E.F.) ——— 整備第1班 ——— 資材  
機体  
整備第2班 ——— 機電  
機計  
整備第3班 ——— 武器  
電子  
救命

航空隊基地隊 ——— 管理班、警衛班  
運行班、通信班  
経理班、補給班  
厚生班、衛生班

自衛艦 (編成に加えないことができる)

## (3) 航空隊 (丙)

任務 調査研究

試験

訓練指導

航空隊司令 — 1等海佐

航空隊本部

企画審査隊

研究指導隊

計測隊

飛行隊

整備隊

航空分遣隊

# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

## ア 航空分遣隊

海上自衛隊訓令第13号(43.6.25)

任 務 対潜飛行艇の運用に関する調査研究。並びに対潜飛行艇等の性能、用法に関する試験

航空分遣隊司令 - 1等海佐

航空隊司令の指揮監督を受ける。

航空分遣隊本部

試 験 隊

飛 行 隊

整 備 隊

航空分遣隊基地隊

## (4) 教育航空隊

### ア 操縦教育を任務とする教育航空隊

教育航空隊司令 1等海佐又は2等海佐

教育航空集団司令官又は教育航空群司令の指揮監督をうける。

教育航空隊本部 { 総務班  
運用班  
資材班

教育飛行隊 { 飛行教育班  
地上教育班

列線整備隊 (F) { 列線班  
航空機班  
装備班

学生隊 学 生

# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- イ 地上教育を任務とする教育航空隊  
教育航空隊司令 - 前ア号と同じ  
教育航空隊本部 -        "  
教 育 隊  
学 生 隊

(5) 支援整備隊

海上自衛隊訓令 第46号 36.9.1 ②-2

達 第24号 40.3.25 ②-2

支援整備隊司令 1等海佐又は2等海佐

航空群司令又は教育航空群司令の指揮監督をうける。

支援整備隊本部

- 総務班
- 運用班
- 品質管理班
- 資材班

航空機整備隊

- 航空機整備班
- 発動機班
- 電気計器班
- 機体班

電子整備隊

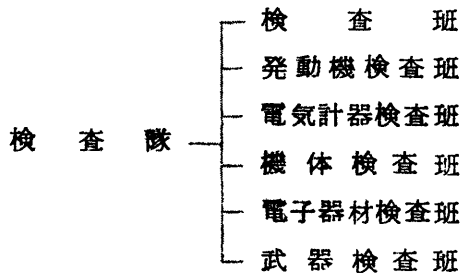
- 電子整備班
- 通信機材班
- 航法機材班
- レダ-一班
- 対潜器材班

武器整備隊

- 武器整備班
- 武器班
- 魚雷班
- 救命器材班



# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

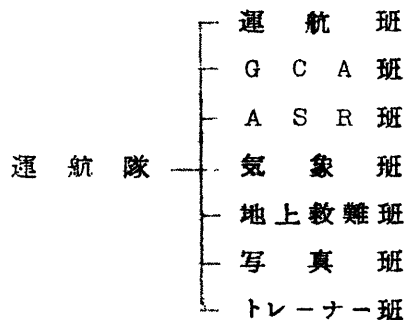
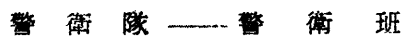
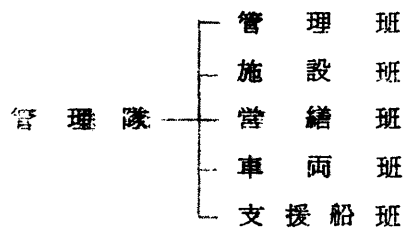


## (6) 航空基地隊

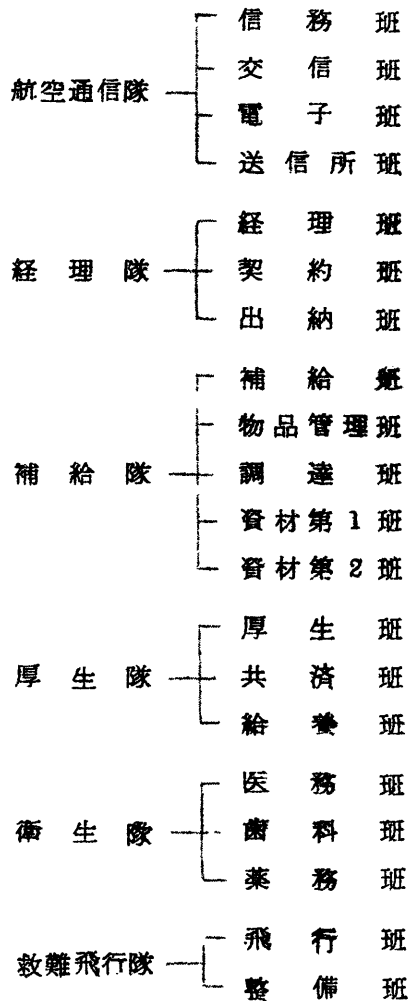
海上自衛隊訓令 第47号 36.9.1 ②-2

航空基地隊司令 1等海佐又は2等海佐

航空群司令又は教育航空群司令の指揮監督をうける。



# HP『海軍砲術学校』公開資料



(注) 館山航空基地隊は加えて、海上自衛隊に関する映画の製作、保管、補修及び配布に関する業務。

## (7) 分 隊

各隊に規律の維持、隊員の身上取扱い等のため分隊1以上を設けることができる。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## (8) 航空基地分遣隊

海上自衛隊訓令第11号(43.6.25)

任 務 当該基地において、滑走路その他の航空機のための施設の維持及び運航管制、給油その他の航空機に対する支援を行なう。

航空基地分遣隊司令 - 2等海佐

航空群司令の指揮監督を受ける。

航空基地分遣隊本部

管 理 隊

運 航 隊

航 空 通 信 隊

補 給 隊

## (9) 航空派遣隊

海上自衛隊訓令第6号(34.4.16)

任 務 航空機乗員、訓練要員に対する便宜供与、当該航空基地の施設の管理運用を行なう。

## 3 航空補給所の組織

海上自衛隊訓令第26号(37.10.1)

任 務

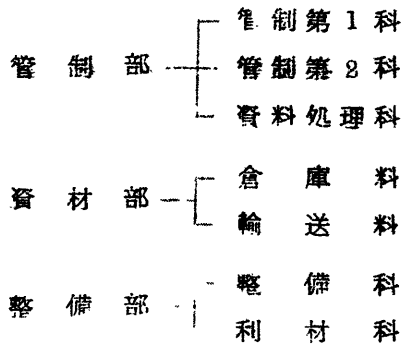
航空補給所長 - 海将補

地方總監の指揮監督を受ける。

企 画 室

総務部 { 総務科  
          { 会計科

# HP『海軍砲術学校』公開資料



## 4 航空工作所の組織

海上自衛隊訓令第14号(40.3.20)

干 務 .

航空工作所長 - 1等海佐

地方總監の命を受けて所務を統括する。

総 務 科

工 作 科

## 5 部隊および機関の内部組織の細部規定

海幕防第1748 40.3.25 ②-2

- (1) 司令部の内部組織………当該司令部の長が規定
- (2) 部隊・機関の内部組織は係・班とし係等の所掌事務は当該部隊・機関の長が規定
- (3) 掛を設けることができる。
- (4) 教官又は研究部員の定員を有する部隊および機関では、当該内部組織規定者が「科」「室」又は「班」を設けることができる。

1

# HP 『海軍砲術学校』 公開資料

## 第 3 節 教 育 体 系

### 1 操 縦 士

- 航空学生基礎課程 ————— 221 教空
- 幹部航空基礎課程 ————— 221 教空
- 固定翼基礎課程(前期)—— 201 教空 ( KM-2 )
- "          (後期)—— 201 教空 ( KM-2 )
- 計器飛行課程 ————— 202 教空 ( B-65 )
- 實用機課程 - ————— 203 教空 ( P2V-7 )
- 回轉翼基礎課程 --- 211 教空 ( BELL )
- 實用機課程 ————— 211 教空 ( HSS-2 )

### 2 T A C O

- 航空士裝備課程                    3 術 校
- 航空士戰術課程                    205 教空

### 3 航 空 士

### 4 整備關係 — 第 3 術科学校

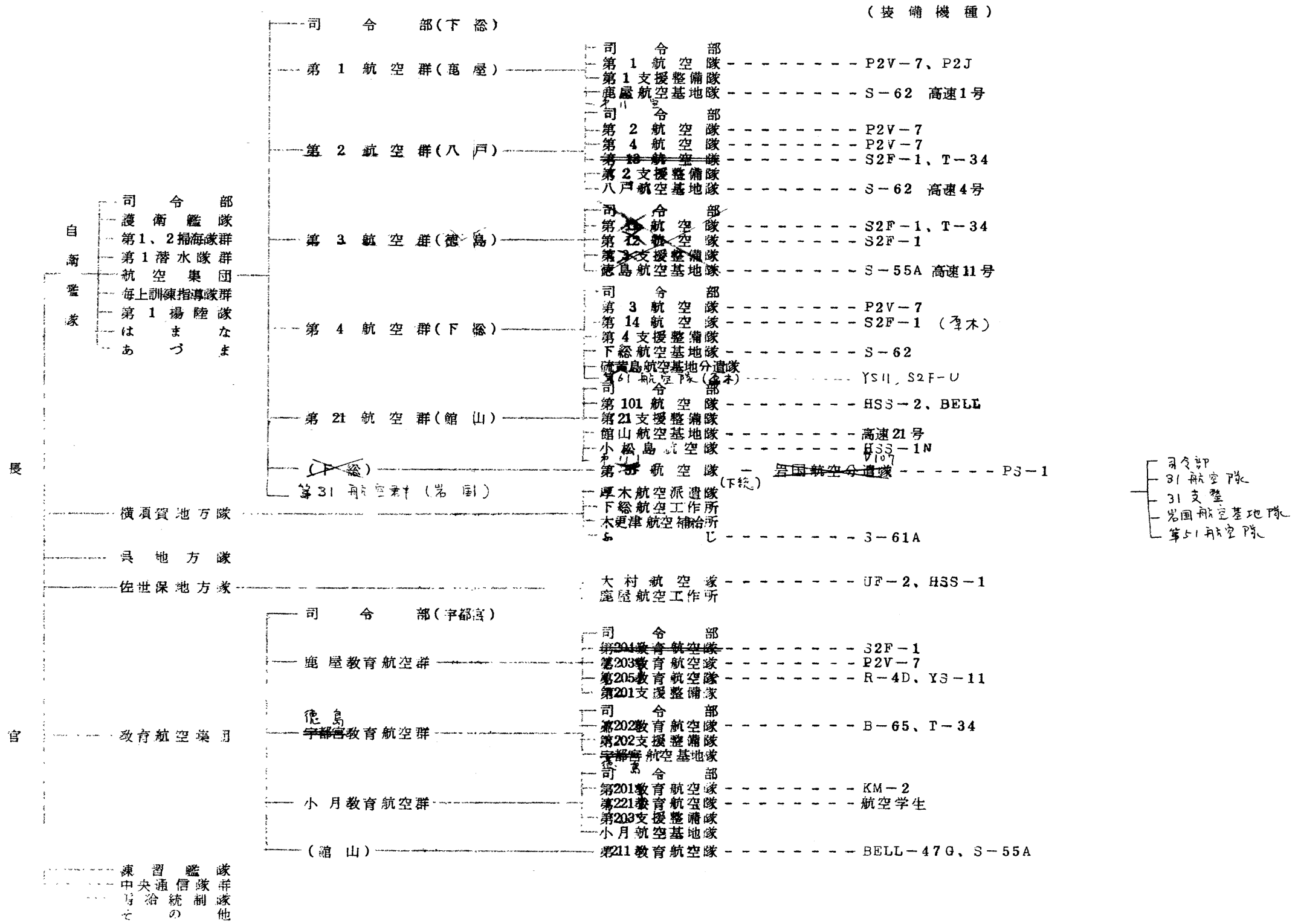
# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第4節 航空機の愛称

海標総第720号(39.2.7)

P2V	おおわし
S2F	おおたか
UF-4	かりがね
R4D	まなづる
B-65	うみばと
KM-2	こまどり
HSS-2	らどり
V-107	しらさぎ
HSS-1	うみまばめ
MENTOR	はつかぜ
S-62	電 鳥

# HP『海軍砲術学校』公開資料



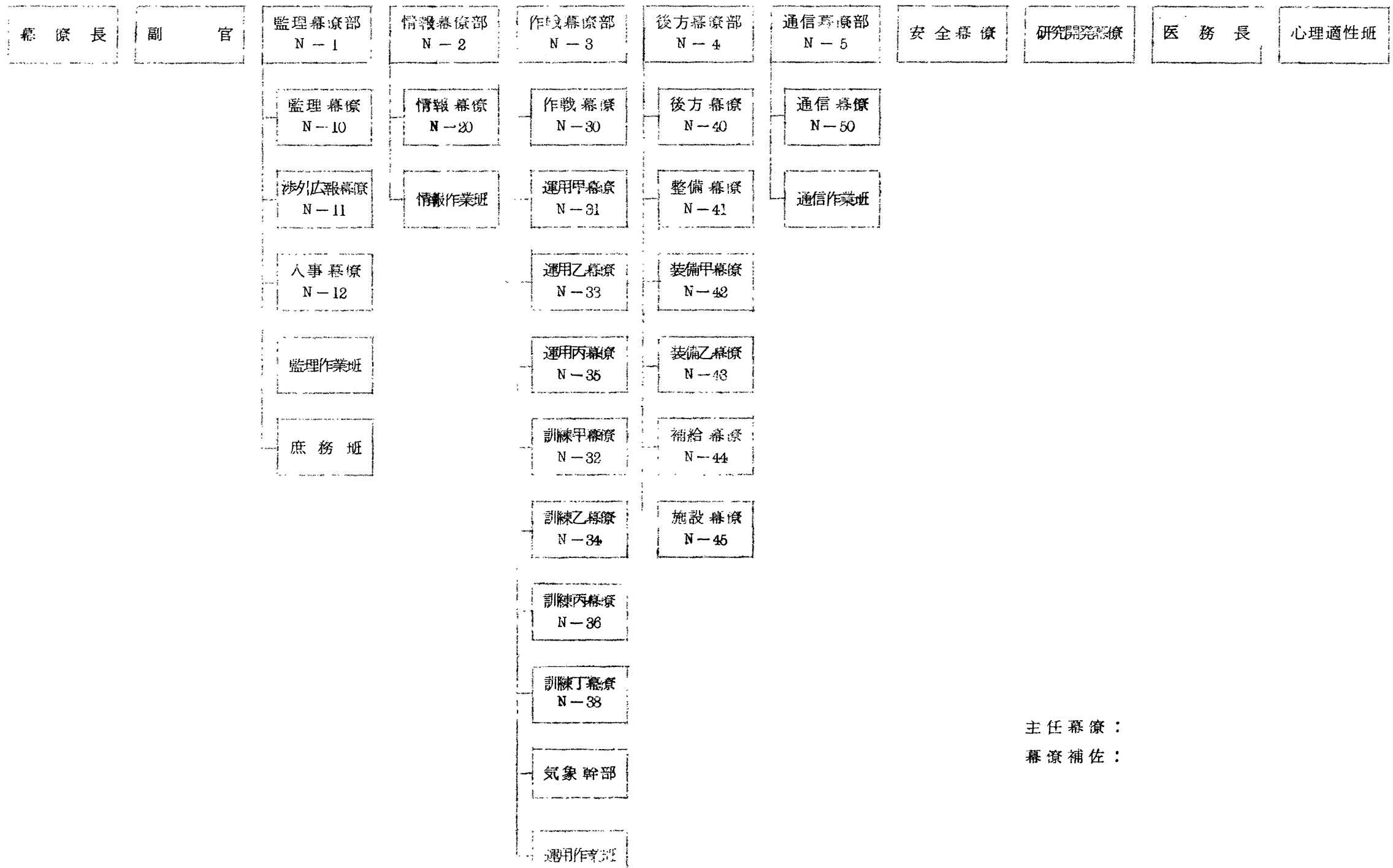
司令部  
31航空隊  
31支援  
岩国航空基地隊  
第51航空隊

練習艦隊  
中央通信隊  
給統制隊  
その他

# HP『海軍砲術学校』公開資料

付表 一 2

海軍砲術学校司令部本部組織



主任幕僚：

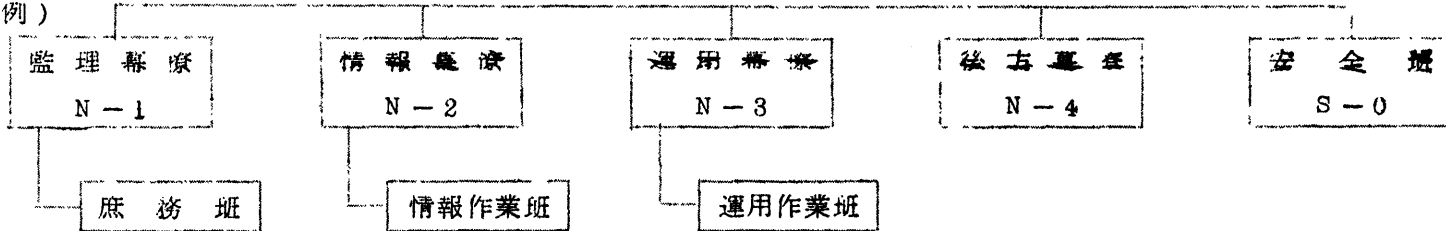
幕僚補佐：



航空群司令部の内部組織

各航空群の内部組織に関する達

(例)



- ・監理
- ・内務

- ・情報
- ・対情報

- ・教育訓練計画
- ・作戦
- ・訓練
- ・部隊運用
- ・通信気象

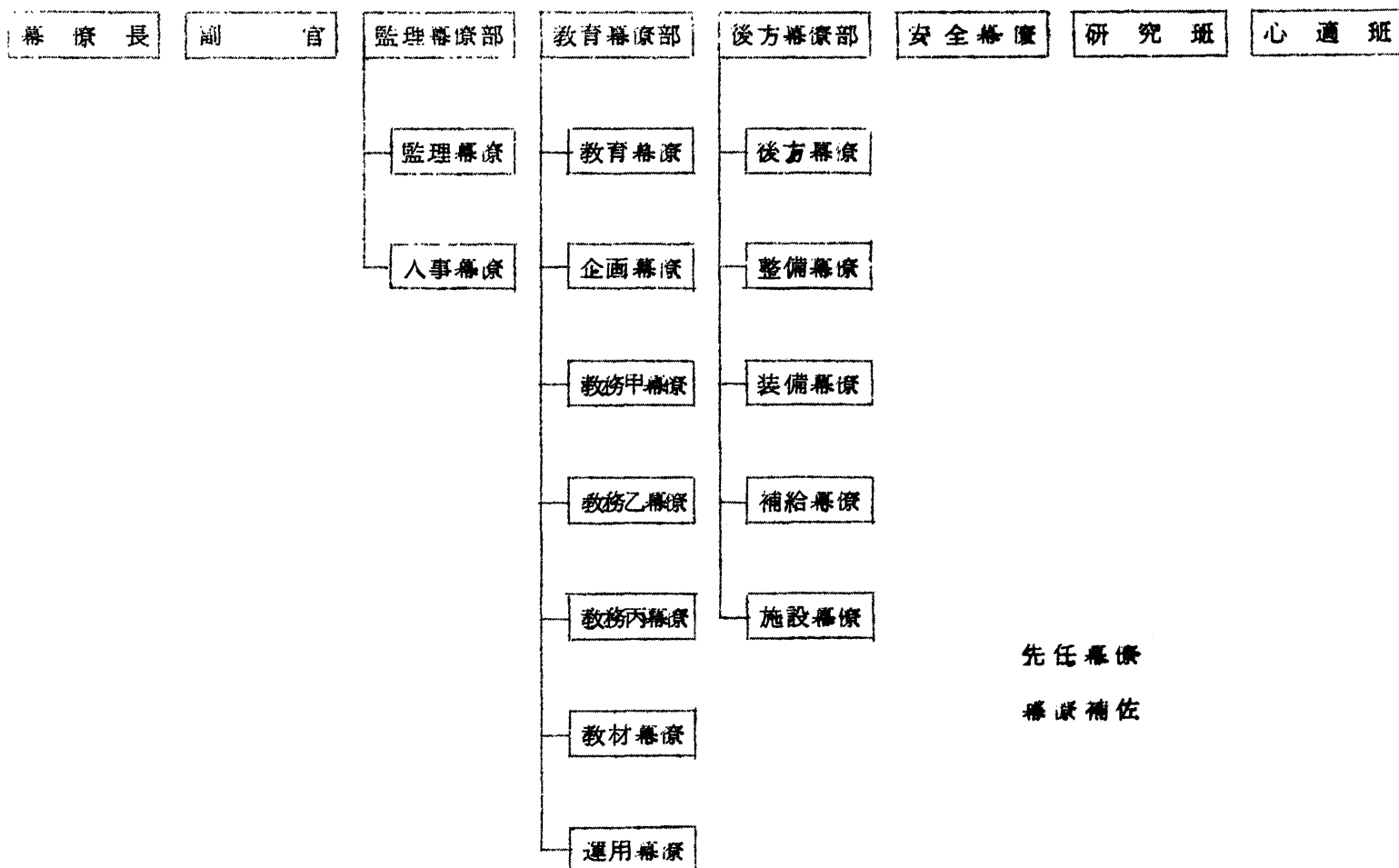
- ・整備
- ・補給
- ・施設車両

- ・安全

☆訓練幕僚

首席幕僚：  
副官：  
幕僚補佐：

教空集団司令部の内部組織



前任幕僚  
幕僚補佐

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 2 章 部 署 内 規

### 第 1 節 総 説

#### 1 部署及び内規の必要性

教育訓練及び後方を含む管理業務等の基準となる事項は訓令・達等により定められておる。

また、これらの計画に関しては、「部隊業務計画」及び「総括予定表」等によつて、能率的に維持され、かつ、促進されている。

しかしながら、これらは、すべて日常諸般の業務の一元的・計画的な遂行ならびに標準・手続等を示したものである。

したがつて、各種情勢の変化に応じて、あるいは各部隊の規模、又は特殊性等のため訓令・達に定められた事態に即応し、業務の円滑な遂行のために各部隊においては部署及び内規の制定が必要となつてくる。

#### 2 部署及び内規制定の目的

##### 1) 部 署

##### 2) 内 規

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 3 部署及び内規の法的根拠

### (1) 部 署

ア 従来からの観念

#### イ 法的な根拠

遠等に部署を定めることを規定したものがある。

### (2) 内 規

訓令・達の委任規定に基づき、必要性に応じて内規が定められる。

## 第 2 節 部 署

1 防火部署

2 派遣防火部署

3 航空機応急出動部署

4 航空救難部署

5 自隊警備部署

6 その他

(1) 災害派遣部署

(2) 荒天準備部署

(3) 除雪部署

(4) 警備砲撃部署

(5) ハイジャック対処部署

(6) 山林派遣防火部署

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 3 節 内 規

### 1 会議規則

各隊の所掌業務の現状および予定等に関し、相互の疎通をはかり、また必要に応じ業務内容の審議および調整を行なう。

### 2 小火器取扱規則

小銃・短機銃・拳銃・霰弾銃・9mm連銃・機銃およびこれらの弾薬による事故の未然防止をはかるため、小火器等の保管取扱いについて必要事項を定める。

### 3 当直規則

日課の円滑な遂行・日常業務の迅速な処理・基地内の保安警戒および規律風紀の維持取締りに万全を期するため、当直勤務員の編成および服務上準拠すべき事項を定める。

### 4 車両整備規則

自衛隊の使用する自動車に関する訓令に基づき、車両の安全と保全を期するため、車両整備実施上必要な事項を定める。

### 5 その他

- (1) 文書処理規則
- (2) 車両管理規則
- (3) 点検規則
- (4) その他

## 第 3 章 当 直 勤 務

### 第 1 節 総 説

#### 1 当直勤務の法的根拠

##### (1) 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令

……………防衛庁訓令第 65 号 37.10.23

##### (2) 航空集団各部隊における当直勤務の標準に関する達

……………航空集団達第 4 号 42.7.15

(任務)

#### 2 当直勤務の目的は

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 2 節 航空集団の各部隊における当直勤務

### 1 当直勤務の区分

区 分		編 成	派 出 元	勤 務 場 所
群 当 直		群当直士官 群副直士官 群当直海曹(士)	群 全 般	司令部作戦室
各 隊 当 直	航空隊当直	第○空当直士官 第○空当直海曹(士)	当 該 隊	当該隊当直室
	支隊当直	支隊当直士官 支隊当直海曹(士)		
	基地隊当直	基地隊当直士官 基地隊副直士官 基地隊当直海曹(士)		

「航空機の運航に関する達(海自達第 3 号 36.1.20)」に定める幹部自衛官の派出は、この達の定める当直勤務に含まないものとする。

### 2 各当直士官の任務

#### (1) 群当直士官

- ア 群全般にかかる要務処理ならびに基地全般に関する保安警戒および規律の維持に関すること。
- イ 緊急事態発生時における措置に関すること。
- ウ 要すれば、各隊当直士官ならびに運航当直士官(ODO)および、通信当直士官の統制または総合調整ならびに指揮系統を異にする部隊および機関との調整に関すること。
- エ 群の現状は握に関すること。
- オ その他群司令の定める事項。

## (2) 航空隊当直士官

- ア 日課の施行に関する事。
- イ 航空機の行動は握に関する事。
- ウ 緊急事態発生時における措置に関する事。
- エ 機道区域における保安警戒および規律の維持に関する事。
- オ 人員、航空機、車両等の現状は握に関する事。
- カ 通常の勤務時間外における要務処理に関する事。
- キ その他航空隊司令の定める事項。

## (3) 支隊等伊敷隊直士官

- ア 日課の施行に関する事。
- イ 緊急事態発生時における措置に関する事。
- ウ 機道区域における保安警戒および規律の維持に関する事。
- エ 人員、航空機、車両等の現状は握に関する事。
- オ 通常の勤務時間外における要務処理に関する事。
- カ その他支隊等司令の定める事項。

## (4) 航空基地隊直士官

- ア 基地全般に関する日課の施行および号令、命令等の伝達に関する事。
- イ 基隊、支隊中の警備等を指揮し、基地の保安警戒ならびに基地周辺における規律の維持に関する事。
- ウ 群司令、外來高官等の送迎に関する事。
- エ 外來者の郵便受けならびに加入電話、公衆電報等の取扱いに関する事。
- オ 基地外に出る車両等の運行状況の把握に関する事。
- カ 園芸の指導、降下に関する事。
- キ 緊急事態の発生時における措置に関する事。
- ク 航空基地隊の日課の施行に関する事。
- ケ 通常の勤務時間外における航空基地隊の要務処理に関する事。
- コ 航空基地隊の人員、航空機、車両等の現状は握に関する事。
- ク その他航空基地隊司令の定める事項。



## 3 副直士官等の任務

(1)

(2)

(3)

## 4 当直士官の資格

## 5 当直員の服務期間

## 6 当直日誌

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第3節 当(副)直士官の職務要領

### 1 群当直士官

- (1) 群司令の命を受けて、航空基地全般に関することをつかさどる。
- (2) 基地内を随時巡視して、保安警戒および規律風紀の維持取締りに留意し、各隊の日課および諸作業の実施ならびに命令・命令の徹底について確認しなければならない。
- (3) 基地内における秘密保全、整理整頓の状況を監督するとともに、とくに火気に対する取締りを行なわなければならない。
- (4) 基地内外における火災その他、保安上重要事項の発生を認めた場合は部署の定めるところに従い迅速適切に対処する。
- (5) 必要と認められた場合、巡察隊を編成して外出区域内を巡察させ、外出中の隊員の指揮監督および保護にあたらせ、基地外における規律風紀の維持、取締りおよび事故の防止に努める。
- (6) 当直勤務中発生した事項のうち、重要かつ緊急のものについては、群司令および関係者にすみやかに報告・通報し、その指示に服する。  
ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、適宜の処置をとつたのち、すみやかに報告する。

### 2 各隊当(副)直士官

- (1) 各隊司令の命を受けて服務する。
- (2) 全般的な業務遂行に関して、群当直士官の調整をうける。
- (3) それぞれの隊の当直勤務員を指揮監督する。
- (4) 甲板士官の協力を得て、隊務の円滑な遂行をはかる。

### 3 当(副)直士官として、職務遂行上留意すべき一般事項

#### (1) 広範な責務

当直士官の権限は、その責務に対応して与えられている。当直士官は基地および基地周辺を問わず、自隊の受持範囲は警戒を怠らず、状況をは握しいかなる事態にも即応できる準備を整えておかなければならない。

基地内の火災に対する防火部署・基地周辺の火災に対する警戒は常に厳

# HP『海軍砲術学校』公開資料

るいは、航空機の救難事故に対する航空機応急救助部等に対して迅速・確実に対処するための準備等は当（副）直士官の責務である。

したがって、当直士官に立（た）たら自己の全智全能を挙げて職務を遂行しなければならない。

この広範な責務を遂行するためには、関係法規令達等を平素から研究しておかなければならない。

## (2) 積極的な任務の遂行

### ア 当直士官の指揮能力

当直士官の主任務である基地および基地周辺の保安警戒に対する責務とは、

予想しうる災害に際し、在隊員を指揮して基地および基地周辺をまもることであり、ひいては、部署一般に対する卓越した指揮能力である。

### イ 副直士官の積極的補佐

当直士官の責務は重大で広範囲にわたるため、いかに有能な幹部でも一人で同時にすべてを処理することは不可能である。

もちろん当直中の全責任は当直士官であるが、副直士官はその分身として積極的に当直士官の補佐にあたらなければ、その広範な責任の完全な遂行は困難である。

### ウ 甲板士官との協力

当直士官の広範な責任遂行上、副直士官の補佐とともに各隊の甲板士官の協力をうることはもつとも必要である。

たとえば、荒天準備の作業に当り、作業員の指揮あるいは防火・派遣防火・災害派遣等の部署の整備等について円滑な実施が可能となる。

## (3) 当直士官の職務の限界

当直士官は、その任務遂行にあたり、各隊各科の幹部の職責に不当な干渉をしてはならない。

当直士官は、日課が予定どおり逆行されていることを確かめなければならないが、

その場合、緊迫した危険が存在しない限り、各隊各科幹部の監督下に実施される作業を中止させたり、変更させたりしてはならない。

## (4) 在隊先任幹部との関係

当(副)直士官がその任務の遂行にあたり、在隊先任幹部との関係について考慮しなければならない。

勤務時間外においてとくに

当直士官は所属長の、副直士官は当直士官の分身として基地内の保安警戒に任じ、日常百般の円滑な業務の処理監督にあたつておるのであつて、任務遂行に対し支障ありと判断するならば在隊先任幹部に対しても自分の責務と権限について十分な考案をしたのち適切な配慮がなされねばならないのである。

## (5) 立直の態度ならびに心構え

### ア 厳正な服務態度

当直士官は、すべての命令・命令等に自ら従うとともに、自分の監督下に立直している全当直員に対しても同じように要請・指示および規律を維持するにふさわしい厳正な態度動作で服務しなければならない。

### イ 命令・号令の伝達の厳正

命令・号令の伝達は、厳正な態度で臨み、簡明にして、しかも内容を得たものでなければならない。

放送等を通じて伝達する場合においても当直員を適切に選び、万全を期すべきである。

### ウ サービスの端正

当直中は当直員各自がサービスを端正にし、礼儀正しく節度ある態度が必要である。

とくに外来者等に接する機会が多いが、いやしくも当直員の態度言語によつてその隊の風紀・規律を批難を招くことはただ単に一部隊の恥のみならず、大きく自衛隊の恥であることを銘すべきである。

### エ 心の余裕

緊張の連続は、しばしば大きな失敗を招来する。

当直士官は、緊張の中にも心の余裕をもち、当直員に対し、緊迫感のある緊張を抱かせないように心掛けるべきである。すなわち、警戒を怠らない範囲でゆつくりした気分を持たせることも必要であろう。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## オ 清潔整頓

当直士官は、当直室の清潔整頓に常に心掛け、雑然とした環境のなかで服務することは有事に即応できないばかりでなく、当直員の勤務態度に弛緩を与えるものであろう。

なかんずく、玄関およびその付近が清掃され整頓されていることをよく確かめ、常に隊全体に模範を示すよう心掛けなければならない。

## カ 有事即応の態勢

当直士官は、深夜といえども天候の急変・火災・航空機の救難等緊急事態に対し、いつでも即応しうる状態にならなければならない。

従つて、就寝時の服装について留意するとともに、当直員を給員起床前に余裕をもつて起床させ、当直員の服装・外観の維持につとめなければならない。

## キ 個人的見解の排除

当直士官は、責務の遂行にあたり、個人的見解や、感情等をさしはさむべきではない。

あくまでも、令達規則にのつとつて処理すべきである。

当直士官によつて隊員の士気あるいは規律の維持等が弛緩することがあるような風評はもつとも警戒すべきである。

## ク 上司ならびに隊員に接する態度

当直士官が接するのは司令であり、副長その他の幹部であり、かつまた、一般隊員である。

これらの人々に接する態度は、当直士官の職責遂行に大きく影響する。

当直士官は、発らつとして活動的で打てば響くというようではなければならない。

下級者に対しては、慎重な判断により、公明正大な態度をもつて接しなければならず、気まぐれな勝手な圧制的なやり方は悪い結果をもたらすものである。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## ◆ 当直士官の周知事項

### (1) 周到な事前の準備

当直士官に関係あるすべての事柄を細大漏らさず規則やチェックリスト等を記憶し、整理しておくことは不可能であるが、何時生起するかもしれないあらゆる事態に対し、平素から腹案をもち、処置を考えておくことは可能であり、また当然しなければならない。

この適否が当直士官に有能と無能の差を生じさせるのである。

従つて必要な関係法規を事前にたえず研究しなければならない。

### (2) 気象および海象

当直勤務時間中の気象および海象に関心をもち、かつ、常には握ることが必要である。とくに航空機の運航中、あるいは荒天において然りである。

### (3) 当直勤務に関係ある法規令達等

当直士官の主任務である基地および基地周辺の保安警戒に対する法規令達は勿論、当直勤務中隊員の病死、あるいは事故死等に対する手続き等、きわめて多岐である。

### (4) 部署および内規

部署内規に精通し、たえず有事に即応しうることも必要である。

### (5) 関係ある航空機・艦艇および車両の動静

所属する航空機の安全な運航に対する情報の収集、もしくは必要な場合の援助、あるいは航空救難に応ずるためにも航空機・艦艇の動作を常時留意すべきである。

車両については、台数および運転手の状況等を勘案し、効果的な運行計画を立案実施するため、また事故防止上とくに緊要である。

突発的な事態に対し、車両が全然運行できない状態にあるような計画又は、突施等は無能である。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## (6) 関係部隊等および部外機関との通信連絡の手段および方法

当直勤務中、いろいろな突発的事態の発生も予想される。漁船の遭難に対する災害派遣等に対処するため関係部隊および部外機関との的確な通信連絡の手段および方法あるいは、上級部隊に対する報告手段・方法等常に留意すべき問題である。

## (7) その他服務上関係ある令達

航空救難に関する訓令・航空救難に関する達・航空安全に関する達・所属する部隊が担当する航空救難計画・災害派遣に関する訓令  
災害派遣に関する達・特別救難に関する訓令

## (8) 携帯物件

- ・ メモ帳
- ・ 印かん
- ・ 小銭(10円玉の効能)
- ・ ペンシル型ライム 等

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第4節 運 航 当 直

### 1 運航当直の法的根拠

#### (1) 飛行場および航空保安施設の設置および管理の基準に関する訓令

………防訓第105号、 33.12.3

(管 理 者)

第13条 飛行場および航空保安施設は、長官の定めるところにより、それぞれ所在の陸上自衛隊の駐とん地司令、海上自衛隊の部隊もしくは機関の長または航空自衛隊の基地司令がその管理者となるものである。

#### (2) 航空機の運航に関する訓令……防訓84号、 31.6.14

(飛行計画)

第5条 機長は、自衛隊の飛行場から飛行する場合において、航空法第97条第1項または第2項の規定により、運輸大臣に飛行計画を通報するときは、これを当該飛行場の管理者にも通報しなければならない。

#### (3) 航空機の運航に関する達……海自達第3号、 36.1.20

(飛行計画の承認)

第4条 航空基地部隊の長は、その管理する飛行場から飛行しようとする海上自衛隊の使用する航空機の飛行計画について、誤りのないことを確認し、その飛行が安全に実施できるかどうかを判断して、当該飛行計画を承認するものとする。

(飛行承認を与える権限の委任)

第5条 航空基地部隊の長は、次の各号に掲げる者に飛行承認を与える権限を委任することができる。

1 指揮下の運航長

2 飛行承認を与える能力を有すると認められる指揮下の幹部自衛官

(運航長が飛行承認を与えることができない事情がある場合に限る)



## 2 運航当直士官の任務

運航当直士官は飛行場の運用に関し、航空基地隊司令の命をうけ運航隊長の職務を代行し、主として次の各号にかかげる事項を行なう。

- (1) Flight Plan の処理および飛行許可に関すること。
- (2) Flight Condition の決定（VFRかIFRか）
- (3) 任務遂行上必要とする諸器材・機材の整備の促進ならびに刊行物等の管理整備に関すること。
- (4) 運航関係諸業務・当直勤務費の指揮監督に関すること。
- (5) 使用滑走路の決定に関すること。
- (6) 業務日誌、その他記録の記注に関すること。
- (7) その他
- (8) 次の各号は基地当直士官に報告する。

ア 要務飛行および外来機の発着に関すること。

イ その他緊急事態、または事故発生の際の事実および処置に関すること。

## 3 運航当直士官として職務遂行上留意すべき一般事項

前節（第2節）第3項「当直士官として職務遂行上留意すべき一般事項」と別段変わるところはないが、飛行当直士官としての性格上の特異性等を勘案すれば、さらに次の事項を特に留意すべきである。

- (1) 飛行場ならびに航空保安施設の現状のは握
- (2) 気象および海象の状況
- (3) 緊急事態発生時における事項の準備と円滑な処置
- (4) 関係部署および内規の精通
- (5) 航空機の運航状況の常時は握

## 4 関係法規令達

- (1) 航空法および同施行令ならびに施行規則
- (2) 航空機の運航に関する訓令ならびに達
- (3) 飛行場および航空保安施設の設置および管理の基準に関する訓令
- (4) 飛行場規則
- (5) 航空救難に関する訓令ならびに達
- (6) 航空救難計画
- (7) 飛行場を使用させる場合の事務処理に関する通達
- (8) 運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書に関する通達
- (9) 航空安全に関する達

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 5 節 業 務 当 直

### 1 業務当直員の任務

各隊司令の命をうけ、各当直士官の指揮監督のもと、各隊の業務遂行上必要とする当直勤務に服する。

### 2 業務当直の種類

- (1) 通信当直
- (2) 気象当直
- (3) 運航管制当直
- (4) POL当直
- (5) 救難飛行隊当直
- (6) CRASH当直
- (7) 受配電所当直
- (8) 高速艇当直
- (9) 雑船当直
- (10) 支援整備隊SHOP当直
- (11) 施設当直
- (12) 警衛隊当直
- (13) 衛生当直
- (14) その他

## 第4章 航・空 安 全

### 第1節 総 説

「事故は偶然におこるものではない。必ず原因がある。」また「予防は、治療よりはるかに安上りだ」等とよく言われ、またよく耳にする。

すなわち、われわれは、常に航空事故防止に重大な関心を持つているにもかかわらず、最近海上自衛隊においては「大事故」がひんぱつておる。

これらの事実にかんがみ、われわれはさらに、航空事故防止について認識を新にする必要があるのではなからうか。

とくに、近い将来幹部自衛官として、海上自衛隊航空部隊に勤務する諸君は「事故防止は指揮官にはじまる」のとおり、安全の成果がその指揮官の熱意にあることをよく銘記し、安全管理と事故防止の概念を修得することに努めなければならない。

#### 1 安全に関する用語の定義

- (1) 「航空安全」
- (2) 「飛行安全」
- (3) 「地上安全」
- (4) 「航空事故」
- (5) 「地上事故」

## 2 安全の要旨

### (1) 安全の対象

安全とは「事故防止」である。

安全という言葉の意味は「無事である」あるいは、「危険でない」ということであるが、対象によつて意味が異なる。

ア 対象を「国家」とすれば、国の安全となる。

例：「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため…」

イ 対象を国民とすれば、国民安全となる。

例：国民安全の日

ウ 対象を交通とすれば

「交通安全」となる。

エ 海上自衛隊航空隊における安全の対象は「事故」+ $\alpha$ である。

対象を航空事故とすれば、「飛行安全」

対象を地上事故とすれば、「地上安全」である。

注： $\alpha$  = 基本的任務の遂行

### (2) 安全の目的

ア 一般的な目的

人間の生命を尊び、任務を重んずる実践である。

各種の作業の実施にあたって、災害を未然に防止し、能率の向上をはかり、使命を遂行するものである。

イ 航空安全の目的

航空事故および地上事故を防止することによつて、部隊の能力を最良の状態に維持するとともに、任務遂行の効率を増進させ、部隊の任務達成を促進する。

(注) 航空安全に関する達(海自達第1号 38.1.4)

# HP『海軍砲術学校』公開資料

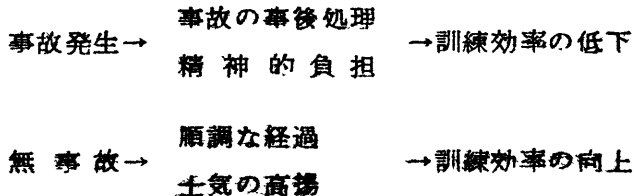
## (3) 安全と効率

- ア 有事に備えて兵力を温存することができる。
- イ 人命の安全および高価な機械の損壊を防止できる。
- ウ 士気の高揚

事故を未然に防止することは、有事即応の態勢を確保するとともに、訓練を順調に経過させ、かつ、士気を高揚し訓練効率を向上させる。

さらに、安全を維持することは、経済的にもすぐれた成果が期待できる。

安全効率↑      訓練効率↑      経済性↑



## (4) 安全と任務

ア 安全は任務達成の前提条件である。

- ・ 確実な事故防止対策→自信→任務達成

人      技      両  
士      士      気

安全→任務達成

物      施設・設備  
補給・整備

安全対策

- ・ 能力の評価 → 適切な任務の付与

### イ 戦闘の場合

- ・ 基本的には前項アの場合と同じ。
- ・ 事故を防止することによつて戦力を維持する。
- ・ 特定の場合

安全の一部を無視して、緊急任務の達成にまい進しなければならない。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 2 節 飛 行 安 全

およそ、航空機が地上を離れて空中に飛ぶこと、それ自体が、すでに事故の要因を含んでいる。

さらに軍用機については、任務の特性上、危険を伴っていることを認めざるを得ない。

したがって、すべての航空事故を防止する唯一確実な方策は訓練を止め、飛行を禁止する以外にないのである。

しかしながら、軍用機においては、平戦両時を問わず任務の完遂ということが決定的な要素であり、ときには、危険を冒し、安全を度外視して行動しなければならない。すなわち、任務を達成するに当つて、必ず伴う危険性を排除し、航空事故によつてこうむる人命および航空機その他の物件の損失を防止し、任務を積極的に遂行しなければならない。

### 1 目 的

航空事故を防止することによつて、次の目的を達成する。

- (1) 人命の安全と航空機およびその他の物件のき損、損失の防止
- (2) 訓練効率の増加
- (3) 部隊の任務達成を促進する。

### 2 航空事故（飛行安全の対象とする事故）

海上自衛隊における航空事故とは、航空事故調査および報告等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 35 号）第 2 条に規定する次の事故をいう。

#### (1) 航空事故の範囲

- ・ 航空機の墜落・衝突・火災、その他の事故による航空機の損壊
- ・ 航空機による人員の死亡（行方不明を含む、以下同じ）もしくは、負傷または物件の損壊
- ・ 飛行中の航空機内における人員の死亡または負傷

# HP『海軍砲術学校』公開資料

- (2) 前項の規定にかかわらず、次にかかわる事故は含まれない。
- ・ 防衛出動・治安出動・海上における警備行動・領空侵犯に対する措置の際における直接被害によると推定される事故。
  - ・ 航空機の操縦に従事する者による航空機の操作に基因しないで、地上において発生した事故。
  - ・ 研究開発のためにする航空機の損壊

## 3 航空事故の種別

### (1) 人員の負傷の程度の種類

- ア 重傷： 致命傷又は致命のおそれのある負傷及び大骨折その他2週間以上の入院治療を要する見込みの負傷。
- イ 軽傷： 重傷に至らぬ負傷で入院、入室又は休養を要するもの。

### (2) 航空機の損壊の程度の種類

- ア 破壊： 修理不能の損壊又は修理可能であつても事故現場から移動することができないか若しくは著しく困難であるもの。
- イ 大破： 破壊に至らないが、自衛隊の整備能力をこえ、外注修理を要する損壊
- ウ 中破： 大破には至らないが、陸上自衛隊の武器補給処による整備、海上自衛隊の航空工作所による整備又は航空自衛隊の補給処整備を必要とする損壊。
- エ 小破： 陸上自衛隊の航空整備中隊による整備、海上自衛隊の整備隊による整備又は航空自衛隊の基地整備の段階以下で修理可能な損壊。

### (3) 事故種別

- ア 大事故： 死亡又は破壊を伴つたもの。
- イ 中事故： 重傷又は大破を伴つたもの。
- ウ 小事故： 軽傷及び小破を伴つたもの、又は中破を伴つたもの。
- エ その他の事故： 前各号に掲げる航空事故以外のもの。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 4 航空事故の原因

航空事故を防止するためには、事故の原因を探求し、ふたたびそのような事故が発生することを未然に防止しなければならない。

### (1) 事故原因の総括的分類

- 人的過誤
  - 操縦上の過誤
  - 操縦上技能未熟
  - 整備上の過誤
  - 監督上指導不良
- 器材の欠陥
- 特異な気象
- その他（原因不明の事故）

### (2) 発生原因別。事故分析

#### ア 総括的分類による比率

	38年	39年	40年	29～40年
人的過誤	68%	78%	82%	73%
器材の欠陥	20%	11%	9%	15%
特異な気象	8%			6%
その他及び調査中	4%			

#### 発生原因別分類による比率 29～40年

操縦上の過誤	30%
操縦上技能未熟	37%
整備上の過誤	5%
監督上の指導不良	1%
器材の欠陥	15%
特異な気象	4%
その他	4%
調査中	2%



# HP『海軍砲術学校』公開資料

イ 発生時機別事故分析	29～40年
離陸時	18.4%
着陸時	39.8%
飛行中	32%
地上滑走中	4.9%

(注) (ア) 着陸時は、姿勢も不安定で低高度であるため事故を生じ易い。

(イ) 離陸時は、高出力を使用し、かつ姿勢も不安定で低高度であるから事故比率も比較的高く、大きな事故になり易い。

(ウ) 地上滑走の事故は、関係者の不注意によるものが多いと推定される。

## 5 航空事故の原因となる人的過誤

(1) 航空事故の大部分は、操縦士の過誤に起因している。

たとえ、整備および資材の欠陥による事故があつても、その事故の規模を大きくするか、小さなものにおさえるかは、とう乗員の技術・心理的・肉体的状態に左右される場合が多い。

(2) 操縦上の過誤および技術未熟

### ア 概 説

操縦士に過誤をおこさせる人的要素は、人間である操縦士に影響を与える次の状態に分類することができる。

- 操縦士の肉体的状態
- 操縦士の生理的状态
- 操縦士の心理的状态

イ 操縦士の肉体的状態

操縦士は厳格な身体適性検査を受けているから、肉体的な不適格などは操縦士の過失の原因となることはあるまいと思われる。

しかしながら、航空事故の原因を調査すると次のような肉体的不適格が原因である場合がしばしばある。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## ㉞ 基本的不適格

身体が小さいとか、力が足りないとかいう基本的不適格は、身体適性検査において落されてしまうので事故の原因となるようなことは、きわめて少ない。

## ㉟ 一時性無能力

風ぜとか、病気のような一時性の無能力も事故の原因となることは、あまりないであろう。

このような場合、通常回復するまで飛行作業から除外されるためである。

しかしながら、軽い症状のとき、無理すると心理的および生理的狀態に影響する。

## ㊱ 病理学的変化

医師の診療をうけず自己薬物療法を行なっている状態等において、飛行中急性的に病状の変化をきたし、事故を起す場合がある。

これは、医師の手当を怠る等の自己の怠慢によるものである。

## ㊲ 生理的限界

高空における飛行は、人間に生理的影響を与えることが多い。

酸素の欠乏・気圧の変化・寒さ等は飛行に対する判断および行動能力を阻害することが多い。

めまい、低酸素症・一酸化炭素中毒・被労・寒冷・暑熱・航空病・減圧病・視力の異状等。

## ㊳ 心理的状態

操縦士の危険な操作は、主として心理的状態の変化に基づく場合が多くに多い。その行動が異状であるか、あるいは正常であるかによつて心理的状態は異なる。

## ㊴ 異状な行動

### ・ 行動が異常である場合

行動が異常になればなるほど人の目につきやすくなる。このような精神病的な症状を呈する者は、航空要員の配置から排除されてしまうので航空事故の原因としては問題にならない。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

- 行動は普通である場合

行動は、常軌とみられる範囲内にあるが、かねがね逆境におかれているか、深刻な個人的な問題をかかえているか。あるいは上司等に対する不平不満を抱いているか等のために健全な判断と心の平静とが乱れている。

このような者は、飛行規則を犯したり、あるいは針路を間違えたり、常軌を逸脱した行動をとる場合がある。

## (イ) 正常な行動

正常な行動は、人間が生存し、かつ存命しようとするために必要かつことのできない先天的能力によつて大部分が支配されている。

たとえば、操縦士が航空機を操縦して安全に飛行することは、次のような基本的能力(必要条件)によるものである。

- 認知能力

自己のまわりにある状況および操縦席を認知し、その認知したものの意味と重要性とを認識する能力

- 決定能力

前項において認識した飛行障害事項等からさまたげられない飛行の継続を保証する一連の行為を決定する能力

- 反射作用能力

航空機を操縦士の決定に応じて動かすように反応する能力ならびに引き続いて飛行を継続させ、とくに気をつかわないで安全に飛行させるように反応する能力

## (ロ) 正常な行動における錯誤

基本的能力の反応と錯誤との関係

正常な行動を支配している先天的な生存、存命の基本的能力の中に操縦士の過失による事故の大部分の原因が潜在している。

すなわち、基本的能力は、飛行の速度によつてはなはだしく複雑化される。

飛行作業は地上の多くの仕事とちがつてしばしば瞬間の認知、一秒の何分の一というあいだの決定および時を移さぬ反応とが必要とされる。しかも観察・決定・行動のひとつひとつが正しくなければならぬ。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

い。ちよつとしたやりそこないもとり返しのつかない行方を引き起し、それが航空事故の結果となるからである。

- 知識と経験の不足

知識は、習得によつて充足できるが、操縦士として空間の諸現象と速度とに対する不なれば、空間内における自己の位置を誤認し、方向を失い、あるいは目まいを起す等事故の原因となる。

- 注意力の集中不足

近代的兵器として技術の最高水準をゆく飛行の操縦はきわめて高度の注意力を必要とする。

適当な注意力の分散と集中によつて基本的能力の反応は円滑に動くのである。

- 心構えの悪いこと

チームの一員として飛行作業のできない者、または飛行規則と制限とを無視する者は、事故を早晚引き起す。

- 飛行補助手段の欠陥

飛行は人間にとつて正常な環境とはいえない。

従つて、人間の生活に絶対欠くことのできない補助装置（航空計器・通信装置・警報装置等）が必要とされる。これらの計器あるいは装置に欠陥があつたために航空事故を起した例は数多くある。

例えば、読みにくい高度計等は致命的事故を起す場合がある。

これらの過失は瞬時の認知・判断・反応という操縦士に必要な一連の反射運動を逆に混乱させるような設計が引き起した事故である。

- 混乱と心の動揺

知識と経験の不足によるものが大きな要因であるが、生来の小心等より、ささいな事象に対する心の動揺混乱等も小事故に収められるものを大事故とする要素となる。

例えば：• 離着陸の際における心の動揺

- 飛行場上空における発動機の故障でさえ安全に着陸する可能性をなくす。
- 予期しない横風のためにグランドループを引き起す。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

- ・ 艦陸進入中に管制塔から余計なアドバイスを行ない、注意力を分散してしまう。

## (3) 整備上の過誤

### ア 整備上の過誤の諸要素

要員の選択

訓練

適切な装備

作業の条件

### イ 諸要素の分析

#### ・ 要員の選択

整備要員は、整備について基礎的な知識教育しか受けていない不熟練者が大部分であり、整備能力は決してすぐれているとはいわれない。さらに、整備経験および仕事の意欲を望ましい水準まで持つてくるということは不可能ではないにしても、きわめて困難である。

この辺に整備の過失が十分に起りうる可能性がある。従つて整備要員の選択は、整備計画に即応した適当な技術を習得させるとともに、整備に対して意欲を持たせることである。

#### ・ 訓練

整備員に対する訓練は操縦士と同じく、必要かくべからざるものである。

整備要員は、一般的に整備に関する基礎的な知識・教育しか受けておらず、部隊に配属されている型式の航空機に対し専門的訓練が必要である。(OJT教育)

すなわち、適切な整備訓練計画により部隊に配属されている航空機の熟練整備技術者を育成することをゆるがせにはならない。

#### ・ 適切な整備用具

整備員が満足な安全な仕事をするためには、適切な装備が与えられなければならない。

適切な装備が、しかも必要なときに利用できなければよい整備結果を期待することはできない。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

- ・ 作業の条件および環境

整備作業の条件は、必ずしも定まつたものでなく、また必要に応じて得られるとは限らない。

夜間においても実施しなければならないこともあるであろう。

いかなる条件のもとにおいても、作業ができるように心にとめておかなければならない。

整備員が、その作業を円滑にできるかどうかは、その時の環境と条件とに正比例するものである。

#### (4) 監督上の指導不良（錯誤）

##### ア 概 説

監督上の指導不良に基づく航空事故は、限られた程度であるが、監督者として経験不足の飛行指導および「なすべきことを知り」かつ、「それをする」あるいは「それをさせる」という任務の必要条件を十分に習得しないためにひき起されている。

したがって、監督者は事故防止に懸命の活動をする必要が要求される。

とくに、第1線の監督者は、事故が発生するような機體の仕事や監督する関係上、事故防止に関しては、重大な責任に対する自覚が必要である。

##### イ 監督上の指導の必要性

- ・ 部隊の教育訓練が操縦教育に重点を置いているため、直接関連の少ない支援業務は力が弱い。
- ・ 隊員の基礎訓練が飛行、後方ともに十分できていないと思われる。
- ・ 予算が少ない。
- ・ 人員・施設器材が少ない。
- ・ 飛行は空中で独立して作業をする場合が多い。

##### ウ 監督者が事故防止に全面的に活動しなければならない理由

- ・ 使命の自覚
- ・ 安全意識に基づく人間性の問題
- ・ 経済性
- ・ 能率（効率）の向上

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## (5) 器材の欠陥

部隊に配属された航空機、あるいは部品の欠陥が原因で航空事故を起すことも考えられる。しかしながら、厳密な検査によつて第一線部隊へ配属したからには、一応の安全性というものは検討されている。これが航空機の使用時間の超過または取扱い者の不備で故障を起し、たまたまその原因が器材の欠陥である場合がある。

したがつて、部隊においては、このような状況を探知したならば、故障報告・改善要求・摩滅報告などの形で報告しなければならない。(航空危険報告・機材異常報告)

また、定められた使用時間には、点検整備を行ない不斷のCHECKを励行して事故防止につとめることが必要である。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 3 節 地 上 安 全

### 1 目 的

航空機等の運用に必要な支援業務を円滑に実施するために地上事故を防止し、部隊の任務達成を促進することを目的とする。

### 2 地上事故

海上自衛隊における地上事故とは海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達、（海自達 43.4.19）第4条に規定する次の事故のうち飛行に関連するものをいう。

#### (1) 航空機事故

海上自衛隊の使用する航空機について、航空機の操縦に従事する者による航空機の操作に起因しないで、地上又は水上において発生事故のうち次の場合をいう。

ア 使用航空機の滅失又は損壊

イ 使用航空機による人員の死傷又は施設若しくは物件の滅失、亡失若しくは損壊

#### (2) 武器・弾薬事故

ア 使用武器・弾薬の亡失又は損壊。（ただし、損壊した部分が遅滞なく、予備品と交換しうる場合を除く）

イ アに関連する人員の死傷又は施設若しくは物件の滅失・亡失若しくは損壊

#### (3) 施設事故

ア 使用施設の滅失・亡失又は損壊

イ 使用施設の設備又は管理上の欠陥に起因する人員の死傷又は使用施設以外の施設若しくは物件の滅失・亡失若しくは損壊



## (4) その他

### (注) 適用除外

- 1 自衛隊の行動に起因する事故
- 2 使用施設・物件の滅失・亡失又は損壊による損害額が50万円未満の事故。ただし業務に著しく支障をきたす場合を除く。

## 3 地上事故の原因

地上事故の原因についても、航空事故の原因と同様であるが、さらに、これ等を基準として地上事故の原因を要約するならば、次のことがいえる。

- (1) 環境整備の不良
- (2) 人的過誤
- (3) 不安全状態（機材の故障等）
- (4) 不安全行為（整備の過失・管理の過失等）

## 4 地上事故の防止

地上事故を防止するためには、事故の直接原因を含んでいる「不安全状態」「不安全行為」を除くことにより防止することが可能である。

### (1) 不安全状態の防止

一般に不安全状態は、機械的な改良、変更によつて除外することができる。

#### ア 環境の清潔整頓

作業を容易にし、また乱雑による事故を防止するためエプロンおよび格納庫等は、常に清潔にし整頓しなければならぬ。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## イ 設備・施設の配置および整備

電梯・機械・施設および資材の配置および整備については、適当な間隔で科学的に安全であると定められた事項を守ることである。これによつて事故を未然に防止することができる。

## ウ 照明・換気

照明が不適当な作業場は、清潔整頓が必然的に乱雑となり、また、作業の効率を減退させるものである。

換気についても不良な場合は、人体的に嫌悪性を与えたり、また危険物を格納する施設についても設計等を十分に考慮して構築あるいは据付を行なわなければならない。

## エ 標 識

施設内外の危険場所には、適当な標示を行なわなければならない。

## (2) 不安全行為の防止

### ア 安全規則の制定

#### イ 教 育

安全意識の高揚および安全に対する心構え。

#### ウ 訓 練

作業上における技術の習得

#### エ 指導監督

安全規則を守らせる。また、技術的な指導

#### オ 規則の強制

#### カ 配置転換

教育訓練において特技の取得あるいは矯正できない者に対して行なう。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第4節 安全業務

安全（事故防止）は、隊務および訓練の効率を増進させ、部隊の任務達成を促進する。

また、安全と効率の両者はあたかも車の両輪のように密接不可分の関係にある。

このことは、任務達成を最高の義務とする指揮官の機能において安全は、その前提であり、事故防止のための業務（安全業務）は、部隊業務の基本をなすものであるということである。

したがって、各級指揮官は、航空安全の重要性を認識し、事故防止の本質を強調するとともに、率先これが防止にあたらなければならない。

およそ、猛烈果敢な訓練は安全あつて初めて実行できるものであり、精強な部隊は、また安全業務の適正がはかられていることを銘記すべきである。

### 3 安全業務の意義

#### (1) 安全業務の機能

安全は業務の一機能であり、すべての部隊業務に関係している。

したがって、その機能を十分に発揮するかいなかは、安全管理の成否におうところをわめて大であり、必然的に部隊任務の遂行に影響する。

#### (2) 安全業務のあり方（航空安全実施の基本）

部隊等の長は、航空安全の確保をはかるため、部下に対して適切な指揮監督を行なうとともに、有効な計画を樹立し実施しなければならない。この場合隊員は、隊務の遂行にあたり、つねに航空安全に留意しなければならない。

## 2 安全業務の範囲

### (1) 主要安全業務

- ア 事故防止計画の作成
- イ 航空安全会議
- ウ 航空安全調査
- エ 航空安全教育
- オ 航空事故調査

### (2) 部隊等の長の行なう安全業務

部隊等の長は、「航空安全に関する達 第6条」に規定する次の業務を行なう。

- ア 当該部隊等における航空事故防止計画および地上防止計画の作成に関すること。
- イ 前号に掲げる計画の実施の指導および監督に関すること。
- ウ 航空安全会議に関すること。
- エ 航空安全調査に関すること。
- オ 隷下部隊等の航空事故調査報告書および地上事故の調査報告書分析および対策、実行の確認ならびに必要な情報資料の作成および配布に関すること。
- カ 航空安全教育に必要な資料の作成および配布に関すること。
- キ 航空安全に関し、海上自衛隊全般に対し、周知させる必要のある事項の処理に関すること。
- ク 航空安全管理上必要な改善を加えること。
- ケ その他必要な事項の処理に関すること。

### 安全業務実施の基本的事項

事故防止は、各級指揮官の行使する機能の一部である。

したがって、安全管理の確立を図り、安全業務実施の基本的事項を考慮し、積極的に事故防止にあたらなければならない。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

- (1) 安全管理の確立、事故防止の目的に対し計画・組織・指令・統制・教育が良行なわれ、かつ相互に調整し、円滑な運営を図る。
- (2) 潜在事故原因の早期発見
- (3) 潜在事故原因の探求とこれが防止対策
- (4) 同種事故の再発防止
- (5) 事故発生時の被害の局限
- (6) 教育・宣伝・討論等による安全意識の高揚
- (7) 資料の活用

## 4 安全業務の合理化

組織内の一切の業務について、業務組織の能率的な構成を図らなければならない。

特に、安全業務の合理化は事故防止に関し上意下達、下意上達の環境を助成し、有効な事故防止を期待することができる。

これがため、一般的に安全業務の合理化策として次のことを考慮すべきであろう。

- (1) 事故防止計画を部隊業務計画により示す
- (2) 航空安全会議および合同安全会議の開催
- (3) 事故調査の統計および分析
- (4) 人事管理の適切な実施

## 5 事故防止のため指揮官の考慮すべき基本的事項

- (1) 上意下達、下意上達の隊風を助成し、融和と団結を図る。
- (2) 厳格なる統制の下に作業すること
- (3) 各級指揮官が卒先して直接指導監督に当ること
- (4) 基本を尊重し、所定の手続きを厳守すること
- (5) 人事管理の適正を期すること

## 6 安全幹部の任命

指揮官の任務は、きわめて広範であつて、いかに有能な指揮官でもその全部を一人で指揮監督することは不可能であるので、航空安全の業務を円滑に実施するため、安全業務を担当する者として安全幹部を任命する。

しかしながら、指揮官が安全幹部に業務を担当させても指揮官の責任をこれに転嫁することはできない。安全幹部はあくまでも部隊等の長を補佐する幕僚である。

## 7 航空安全会議の開催

部隊等の長は、事故防止の成果を挙げるために航空安全会議を開催しなければならない。

(1) 安全会議は航空基地に設置される。

(2) 航空安全会議の機能

ア 航空事故および地上事故原因の探求

イ 潜在事故原因の探求

ウ 事故防止対策の討議、特に人的要素の対策

エ 事故防止計画に基づき具体的安全対策の策定

(3) 構成人員

部隊等の長、各幕僚および衛生幹部

(4) 安全会議は定期的に関く、その他部隊等の長がその必要性を認めた時

## 8 合同航空安全会議の開催

同一航空基地にもつ以上の指揮系統を具にする部隊または機関が所在する場合、当該部隊または機関の長の協議により開催する。

## 9 観察および航空安全調査

部隊等の長は、潜在事故原因を発見し、早期にこれを排除する対策を講じなければならない。

# HP『海軍砲術学校』公開資料

- (1) 安全観察幹部を任命し、基地内における安全について常にこれを観察し安全上必要と思われる事項について直接勧告もしくは協議し、事故の未然防止に資する。
- (2) 安全幹部をして随時調査を実施させる。また、特定の問題については、そのつど実施する。
- (3) 安全対策が適当、かつ継続して行なわれているかを確認するため、事後調査を行なわなければならない。

## 10 事故防止計画の作成

部隊等の長は、航空安全を計画的かつ、組織的に推進するため、海幕長の定める基本方針に基づき、通常年度初に、あるいは必要に応じてそのつど航空事故防止計画または地上防止計画を作成しなければならない。これについて海上自衛隊においては、「航空安全に関する達」に次のとおり規定されている。

- (1) 部隊業務計画を作成する部隊にあつては、部隊業務計画により示す。
- (2) 航空群等にあつては、事故防止の方針、到達目標および実施項目等について具体的な実施要領を示す。
- (3) 航空隊等にあつては、前号の事故防止計画に基づいて月間予定表を作成する。

## 11 事故防止計画の作成にあたって、指揮官の考慮すべき事項

- (1) 教育訓練の実施要領およびその状態
- (2) 指揮および管理の実態
- (3) 施設の状況
- (4) 使用航空機の運用上の特性
- (5) 監察、航空安全調査の所見
- (6) 航空安全会議の議事の内容
- (7) 事故調査報告、危険報告等の諸報告

# HP『海軍砲術学校』公開資料

## 第 5 節 航空安全に関する規則類

- 1 航空安全に関する達 (海自達1号 38.1.4)
- 2 航空事故調査及び報告等に関する訓令  
(防衛庁訓令35号 30.5.26)
- 3 海上自衛隊航空事故調査及び報告等に関する達  
(海自達62号 43.7.25)
- 4 海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達  
(海自達23号 34.4.19)
- 5 航空機の運航に関する訓令 (防衛庁訓令34号 31.6.14)
- 6 航空機の運航に関する達 (海自達3号 36.1.20)
- 7 監察の実施に関する達 (海自達56号 32.10.29)
- 8 航空集団の安全業務の実施に関する達  
(空団達2号 41.7.1)
- 9 航空安全に関する達 (教空団達2号 43.5.11)